

農業者戸別所得補償制度が本格実施されます



戸別所得補償制度は、食料自給率の向上を図るとともに、農業と地域を再生させ、農山漁村に暮らす人々が将来に向けて明るい展望を持つて生きていける環境を作り上げていくための施策です。同時に、環境の保全や美しい景観などの農業・農村の多面的機能を維持し、我が国の資産として維持していくためのものです。

昨年開始された水田を対象とする戸別所得補償モデル対策に続いて、4月から畑作物にも対象を拡大して本格実施します。

小麦	6, 360円／60kg
二条大麦	5, 330円／50kg
六条大麦	5, 510円／50kg
はだか麦	7, 620円／60kg
大豆	11, 310円／60kg

てん菜	6, 410円/t
でん粉原料用ばれいしょ	11, 410円/t
そば	15, 200円／45kg
なたね	8, 470円／60kg

①二毛作助成	15, 000円／10a
③耕畜連携助成	13, 000円／10a
④产地資金	

地域の実情に即して、水田における麦・大豆等の戦略作物の生産性向上、地域振興作物

農業者年金に加入しましょ

②面積払（営農継続支払）
交付単価
20, 000円／10a

（畑作物共通）

や備蓄米の生産の取組等を支援します。

3 米の所得補償交付金
15, 000円／10a

③品質加算

麦・大豆・そば・なたねについては、数量払の交付単価において、品質に応じて単価の増減を行います。

4 米価変動補てん交付金
「当年産の販売価格」が「標準的な販売価格」を下回った場合に、その差額を補てんします。

2 水田活用の所得補償交付金
①戦略作物助成

2 水田活用の所得補償交付金
①戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦・大豆・飼料作物	35, 000円／10a
米粉用米・飼料用米、WCS用稻	80, 000円／10a
そば・なたね、加工用米	20, 000円／10a

3 米の所得補償交付金
20, 000円／10a
①規模拡大加算

3 米の所得補償交付金
20, 000円／10a
①規模拡大加算

①将来の年金受給に必要な原資を自ら積立、運用していく「積立方式」です。

②国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。

③保険料は、月額2万円から最高6万7千円まで、千円単位で自由に選択できます。

④年金は80歳までの保証が付き、終身にわたって受けられます。

⑤早く加入するほど有利な複利方式です。

⑥保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象です。

⑦認定農業者、青色申告者、家族経営協定締結者等の方は、要件に応じて国の保険料助成が受けられます。

農業者年金制度は、農業者の老後生活の安定と福祉の向上に加え、保険料助成を通じて担い手を確保するという目的を併せもつた政策年金です。

（産業課）

5 各種加算措置

5 各種加算措置

②再生利用加算
平地 30, 000円／10a
条件不利地 20, 000円／10a
③集落営農の法人化支援
定額 400, 000円
④緑肥輪作加算
10, 000円／10a

②再生利用加算
平地 30, 000円／10a
条件不利地 20, 000円／10a
③集落営農の法人化支援
定額 400, 000円
④緑肥輪作加算
10, 000円／10a

①将来の年金受給に必要な原資を自ら積立、運用していく「積立方式」です。

②国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。

③保険料は、月額2万円から最高6万7千円まで、千円単位で自由に選択できます。

④年金は80歳までの保証が付き、終身にわたって受けられます。

⑤早く加入するほど有利な複利方式です。

⑥保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象です。

⑦認定農業者、青色申告者、家族経営協定締結者等の方は、要件に応じて国の保険料助成が受けられます。

①将来の年金受給に必要な原資を自ら積立、運用していく「積立方式」です。

②国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方であれば、誰でも加入できます。

③保険料は、月額2万円から最高6万7千円まで、千円単位で自由に選択できます。

④年金は80歳までの保証が付き、終身にわたって受けられます。

⑤早く加入するほど有利な複利方式です。

⑥保険料は全額、所得税の社会保険料控除の対象です。

⑦認定農業者、青色申告者、家族経営協定締結者等の方は、要件に応じて国の保険料助成が受けられます。

（申請受付期間）
平成23年4月から6月
【お問い合わせ】
○関東農政局茨城農政事務所
農政推進課
☎ 029-(221) 2188
ホームページ
http://www.maff.go.jp/seisaku/kobetsu_hosyo/index.html
○産業課 地域産業G
☎ 025-82 (直通)
○茨城むつみ農協水田農業対策室
農業委員会G (内線225)
☎ 025-82 (直通)